

入管難民法改正案の審議が国会で始まる

◆臨時国会で審議が始まる

平成30年の臨時国会が開会された。平成という元号では最後の臨時国会である。来年1月から通常国会が開幕し、現在の見込みではその会期中に平成から新たな元号に変わるとされている。今のところ来年の5月1日以降の元号は決まっていないので、元号や新たな時代がどのようになるのか全くわかっていない。しかし、現在の国会の流れからすると、ある意味で「日本の労働力開国元年」になるのではないかという気がしてならない。もちろん、それが良いことであるのか、悪いことであるのかということに関しては、今後の法案の審議や、そこで決まった法律の運用にかかっていると思われる。

一般論として、法律が変わった時、または新たな法律ができた時というのは、その運用だけではなく、運用の中で想定外の事項が起きた場合はどうするのか、そしてその想定外の事項にどのように対処するのか、あるいはその事故や問題を事前にどれくらい想定しているかなど、事前の問題の予見とその予見に対する備えがしっかりできているかということで作られるものである。国会の審議において、そのようなところを重点的にしっかりと考えてもらいたいものだ。

今回の入管難民法の改正に関しては、ある意味で政府においては「経済界における労働力不足解消ありき」というようなことが見える。今までも見てきたように、入管難民法の改正は「経済財政運営と改革の基本方針2018」いわゆる「骨太の方針2018」で審議され、提唱されたものであって、経済政策の一つとして検討が進められていることは明らかである。つまりは初めから「何人の労働力が日本で不足しているのか」というように、外国人が労働力として計算されているものであって、その外国人が入国することによる国内の制度や環境、国民感情などの事情によって法律が作られるわけではない。もちろん、外国人が来日する理由は、観光について経済活動によるものが多い。特に日本に長期間滞在するということになれば、勉強をするか、就労というのが普通であり、その人材を経済政策の一環として計算するのは、政府の経済政策としておかしなものではない。しかし、そのことによる他の制度や、現在の日本にいる外国人の問題が解決されていたり、あるいは改善のための政策が取られていたりするというわけではない。このままでは経済を優先にすることによって、他の外国人の就労や生活に関する問題は増えることが予想されてしまうのである。

そのようなことを考えてか、与野党国会議員と一緒に外国人比率が高い群馬県大泉町を見学し、周辺の地方自治体において意見聴取を行ったというが、それだけで足りているのかははなはだ疑問である。まずは、外国人を「人材」「労働力」と見る以前に、「一人の人間」として、その人の生活や人生などについて見るべきではないか。そのように考えることは特におかしなことではないと思われるが、残念ながら国会審議の中でそれが見えない。

◆「特定技能」という新制度

今回の入管難民法改正の主なポイントは「特定技能」という新規のビザ要件が加わったことである。内閣府はすでに「骨太の方針 2018」の中で中小企業における人材不足を指摘し、外国人材の活用について明記している。そして「就労を目的とした新たな在留資格の創設」ということを提案、「日本語能力も業務上必要な水準を考慮して受入れ業種ごとに決定する」とし、「上限は通算 5 年で家族の帯同は原則なし」ということも記載している。この「骨太の方針 2018」に従って提唱されているのが「特定技能」の在留資格である。

この特定技能ビザ制度とは、特定の業種に関して人材不足が見込まれるということが大きな問題になっており、そのために政府がこの業種の就労ビザに関しては要件を緩和し、日本での就労を幅広く認めようとする政策によるものである。その「特定技能」については、現在「介護」「農業」「自動車整備業」「外食業」など 14 の業種が検討されている。これらの特定業種に関しては、「骨太の方針 2018」にあるように、ビザの取得要件が緩和される予定だ。今までの就労ビザとの大きな違いは在留期間が最長 5 年で、家族の帯同（家族であることを理由にした日本での在留資格）は認めず、日常会話レベルの日本語能力を必要とするとされている（特定技能 1 号）。一方、これ以上に熟練した技能をもつ外国人材に関しては「特定技能 2 号」という資格が認められ、これは在留期間が 5 年であるが、更新が可能で家族の帯同も認められるというように、まさに日本に移住するのと同じ内容になってくるのである。なおいずれの特定技能も、今まで問題になっていた「大学卒業以上の学歴」という要件がなくなっていることも特徴である（表参照）。

	特定技能 1 号	特定技能 2 号	就労ビザ（従来）
学歴	不要	不要	要
実務経験	不要 ただし能力が認められる必要がある	不要 ただし 1 号以上の熟練能力が必要	不要
日本語能力	日常会話レベル	不要	不要
在留期間	5 年	5 年・更新可能	更新可能
家族の帯同	なし	あり	あり
業種	建設 造船 自動車整備 航空 宿泊 介護 ビルクリーニング 農業 漁業 飲食料品製造 外食 産業機械製造 電気・電子機器関連 素形材産業 ※現在検討中・変更の可能性あり	建設 造船 ※菅官房長官会見（2018 年 11 月 14 日）により、2 業種とされている。	機械工学 通訳 デザイナー 語学教師 マーケティング など

政府は今年 14 日の衆議院法務委員会理事懇談会で、外国人労働者の受け入れを拡大する入管難民法改正案に関し、外国人労働者の受け入れ見込み数を 5 年間で介護業 6 万人、外食業 5 万 3000 人、建設業 4 万人、ビルクリーニング業 3 万 7000 人、農業 3 万 6500 人などとする数字を発表し、特定技能 14 業種合計で初年度に最大 4 万 7550 人、5 年間で最大 34 万 5150 人を受け入れるとの試算を提示した。

また人材不足見込み数の試算も提示。5 年後の 2023 年には 14 業種合計で 145 万 5000 人不足と見積もっており、その約 2 割を外国人で賄う計算だ。政府は雇用情勢の変動によって上限を引き上げる余地を残しているとしており、受け入れ人数はさらに膨らむ可能性がある。

ただし何故、必要人材の2割なのか、そもそも何故、必要人材数がこの数字なのか、発表された数字の根拠に関しては細かく提示されているわけではない。その部分を今後どのように考えてゆくのかということは、国会の審議の中で明らかにされることになると考えられる。

◆重要なのは人数ではなく日本になじめるかということ

現在の技能実習制度においては、さまざまな問題が挙げられている。昨年1年間において技能実習ビザで入国し、そのまま逃亡または日本国内において不法残留となり他の仕事をしている人数は、1万人に届く数字であるという。技能実習制度が悪いのではなく、技能実習制度そのものの趣旨が伝わっていないために、本来の「実習」という意味が薄くなり、実習生が単純に安価な労働力とみなされてしまっている。そのために、雇用企業側は、働かせなければ損とばかりに労働させ、現場ではパワーハラスメントや、そのほかの就労条件が違ふような実情になってしまっている。また、外国人側も技能の実習というのではなく安易な出稼ぎの感覚で日本に来ているために、辛い仕事からすぐに逃げ出してしまうというような構図になってしまっているのである。

本来「実習」というように技能を身に着ける目標があるならば、多少の辛い仕事は耐えられるであろうし、一方雇用側も仕事に慣れさせるばかりではなく、教育ということを考えればコミュニケーションが親密に図られるはずだ。しかし、現在の技能実習制度は、日本語能力などが不問とされているために、日本の技術を日本語で伝えることができず、教えたくても言葉が通じないというような状況になっている。実習生側からすれば、何を言っているのかわからない状態で怒られていては、逃げ出したいくなる気持ちもわからくはない。もちろん、逃げ出せば入管難民法違反となるが、出稼ぎ感覚でしかなければそのようになってしまうのも無理はない。

今回の特定技能制度については、最終的に法律が国会の審議を通してどのようになるのかはまだわからないが、今のままであれば、ある程度の日本語能力が備わっているということが重要であり、そのため外国人材とのコミュニケーションによる問題は少なくなるものと思われる。しかし、業種と人数が増えることと、「熟練した能力」がどの程度か、それが日本のやり方と適合しているのか、環境や文化の差がどのようになっているかなどの問題が出てくるのではないか。

これらの問題は「日本型雇用」や「日本の企業文化」という、日本人の中で独特にはぐくまれた文化があり、その文化性になじめるかどうかということがすべてになる。外国人の中には、日本人よりも日本人らしい精神性を持っている人もいるが、そのような人が日本国内で何か問題になるということはない。一方で、日本語能力だけは突出していても、全く日本の文化を理解しない人材が来ても、文化になじめず、むしろ日本を嫌いになってしまうと思われる。

そのような意味で本来であれば、日本語学校などで日本語だけではなく、日本の文化を教わるということが、これらのビザの要件になってもよいのではないか。基本的に、我々も外国に行って思うことは、その国になじめるかどうかであって、それは文化や風習を受け入れることができるかということにかかっている。本来「語学」のレベルではなく、人間であれば生活習慣や文化を考え、その内容をビザの要件に入れるべきであるが、残念ながら日本の官庁に「文化を重視し、その文化になじめるかどうかを評価できる人材」が少ないために、そのようなことができないのかもしれない。結果として、今回のような「経済的な数字をもとにした就労ビザの緩和」ということが発想として生まれるのであり、それ以外の問題の解決は、後回しということになってしまうのである。

野党は、この法律改正に関して「拙速」といっているが、残念ながら野党もその問題の本質がわかっていないので、何が拙速であるのかが見えていないようである。そのように考えた場合、「日本文化を理解し、日本文化を通して外国人材を評価できる日本の官庁や、国会議員の資質の向上と人材の拡充」ということが、本来最も優先されることであり、日本語学校などの活用が提起されるべきであると考えます。

入管難民法改正案の審議で、そのように文化や生活面での問題が真摯に受け止められ、検討されることを切に願う。